2026年11月版

# 親が亡くなった後の
# 手続き一覧表

期限の早い順に並べたチェックリスト
家の片付けの進め方つき

- 7日以内・14日以内・3か月・10か月…期限の早い順
- それぞれの窓口と、気をつけること
- 家の片付けを始める前に確かめること
- 大阪市の場合の補足つき

遺品整理のあかり

# この一覧表の使い方

家族が亡くなると、短い期間にたくさんの手続きが重なります。この一覧表は、主な手続きを**期限の早い順**に並べたものです。終わったものから□に印を付けてください。

## 読む前に知っておきたいこと

- **すべての人にすべての手続きが要るわけではありません。**年金を受けていたか、どの健康保険に入っていたか、不動産があるかで変わります。
- **期限の数え始め（起算点）は手続きごとに違います。**「死亡の事実を知った日から」「相続が始まったことを知った時から」など、表の書き方を確かめてください。
- **届出の要否は市区町村によって違うものがあります。**国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険は、死亡届を出せば別の届出が要らない市区町村もあります。窓口で「ほかに必要な手続き」を聞くのが確実です。
- 大阪市では、住民票や国民健康保険の手続きは**区役所**が窓口です。

## 家の片付けは急がない

相続放棄を考えるなら、**家の中の物を処分したり売ったりする前に**決めてください。相続人が相続財産を処分すると、相続を受けたとみなされ、放棄できなくなることがあります。

この一覧表は、2026年11月に各機関の公式ページで確かめた内容です。制度は変わることがあるので、手続きの前に窓口で確かめてください。法律や税金の個別の判断は、専門家や相談窓口にご確認ください。

# 1 すぐに行う手続き 7日〜10日

## 7日以内 死亡届と火葬

| | 手続き | 窓口 | 期限・補足 |
|---|---|---|---|
| ☐ | **死亡届** | 市区町村（亡くなった人の本籍地・死亡地・届出人の所在地のいずれか） | **死亡の事実を知った日から7日以内**（国外で亡くなった場合は3か月以内）。医師の死亡診断書（死体検案書）と一緒に出す |
| ☐ | **火葬許可の申請** | 市区町村 | 死亡届と同時に申請し、火葬許可証を受け取る。火葬のあと、埋葬（納骨）に使う書類になるので保管する |

## 10日・14日以内 年金を止める

| | 手続き | 窓口 | 期限・補足 |
|---|---|---|---|
| ☐ | **年金受給権者死亡届** | 年金事務所・街角の年金相談センター | **厚生年金は死亡から10日以内、国民年金は14日以内**。日本年金機構にマイナンバーが登録されていれば、原則として届出を省略できる |

## メモ

## 2 14日以内の手続き

| | 手続き | 窓口 | 期限・補足 |
|---|---|---|---|
| ☐ | **国民健康保険の資格喪失** | 市区町村（大阪市は区役所） | 原則として**14日以内**。資格確認書（保険証）があれば返す。大阪市では、死亡届を出していれば国保の届出は不要で、資格確認書の返却が必要 |
| ☐ | **後期高齢者医療の資格喪失** | 市区町村 | 原則として14日以内。資格確認書などがあれば返す。死亡届で自動的に資格がなくなる市区町村もあるので、窓口で確かめる |
| ☐ | **介護保険の資格喪失** | 市区町村 | 介護保険の被保険者証や負担割合証を返す。届出が要るかどうかは市区町村によって違う |
| ☐ | **世帯主の変更届** | 市区町村（大阪市は区役所） | 世帯主が亡くなり、残った世帯員が2人以上いる場合は**14日以内**。残った世帯員が1人の場合などは不要 |

### あわせて連絡・解約するもの 期限の決まりはないが、早めに

- ☐ 電気・ガス・水道・電話・インターネット（片付けのあいだは電気と水道があると便利）
- ☐ 携帯電話・クレジットカード・定期購入やサブスク
- ☐ 銀行など金融機関への連絡（連絡すると口座が止まる。引き落としの変更先も考えておく）
- ☐ 運転免許証：家族が返す義務はない。更新の通知を止めたいときは、警察署などで手続きできる

### メモ

## 3 落ち着いたら、早めに　期限は2年〜5年

| | 手続き | 窓口 | 期限・補足 |
|---|---|---|---|
| ☐ | **遺言書を探す・検認** | 家庭裁判所 | 自分で書かれた遺言書は、見つけたら**遅滞なく**家庭裁判所に検認を申し立てる。封印のあるものは家庭裁判所で開封する。法務局に預けられていた遺言書と公正証書遺言は検認が不要 |
| ☐ | **財産と借入の洗い出し** | — | 相続放棄を考えるかどうかの材料になるので早めに。財産目録を作ると整理しやすい |
| ☐ | **葬祭費の申請（国保・後期高齢者医療）** | 市区町村 | 葬儀をした人が申請する。**葬儀の日の翌日から2年**。金額は加入先で確かめる（大阪市は5万円） |
| ☐ | **埋葬料の申請（協会けんぽ）** | 協会けんぽの支部 | 生計を維持されていた人に5万円。**死亡日の翌日から2年**。該当する人がいない場合は、埋葬した人に実費（上限5万円）の埋葬費 |
| ☐ | **高額療養費の請求** | 加入していた健康保険 | 医療費が高額だった場合、相続人が請求できることがある。**診療月の翌月1日から2年** |
| ☐ | **未支給年金の請求** | 年金事務所など | 亡くなった人に支払われていない年金を、生計を同じくしていた遺族が請求する。**5年**。マイナンバー登録で死亡届を省略した場合も、この請求は別に要る |

### メモ

## 4 3か月・4か月・10か月の期限

### 3か月以内 相続を受けるか、放棄するか

| | 手続き | 窓口 | 期限・補足 |
|---|---|---|---|
| ☐ | **相続放棄・限定承認** | 家庭裁判所 | **自分のために相続が始まったことを知った時から3か月以内**に申し立てる。期間内に決められないときは、延長（伸長）を申し立てられる。限定承認は相続人全員で行う |

### 4か月以内 亡くなった人の所得税

| | 手続き | 窓口 | 期限・補足 |
|---|---|---|---|
| ☐ | **準確定申告** | 税務署 | 亡くなった人に申告が必要な所得があった場合、相続人が**相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内**に申告と納税をする |

### 10か月以内 相続税

| | 手続き | 窓口 | 期限・補足 |
|---|---|---|---|
| ☐ | **相続税の申告・納税** | 税務署 | **死亡を知った日の翌日から10か月以内**。財産を受け取った人全員の課税価格の合計が、基礎控除（3,000万円＋600万円×法定相続人の数）以下なら、原則として申告は不要 |
| ☐ | **遺産分割の話し合い** | — | 相続税の申告がある場合は、期限までにまとめておくと進めやすい |

### メモ

## 5 1年〜5年の期限

| | 手続き | 窓口 | 期限・補足 |
|---|---|---|---|
| ☐ | **遺留分侵害額の請求** | 相手方（話し合い・調停） | 相続の開始と、遺留分を侵害する贈与や遺贈があったことを**知った時から1年以内**。相続開始から10年を過ぎてもできなくなる |
| ☐ | **生命保険金の請求** | 保険会社 | 保険法では**3年**で時効。証券が見つからないときは保険会社に問い合わせる |
| ☐ | **相続登記（不動産の名義変更）** | 法務局 | 相続で不動産を取得したことを**知った日から3年以内**（2024年4月1日から義務）。それより前の相続も対象で、同日より前に知っていた場合の期限は2027年3月31日。正当な理由なく怠ると10万円以下の過料の対象 |
| ☐ | **遺族年金の請求** | 年金事務所など | 受け取る権利ができた日から**5年**を過ぎると、時効で受け取れなくなる分が出る |

どの手続きも、窓口ごとに必要な書類（戸籍謄本・住民票の除票など）が違います。戸籍をまとめて集めておくと、何度も取り寄せずに済みます。

### メモ

## 6 家の片付けを始める前に

- [ ] 遺言書・通帳・印鑑・権利証・保険証券を先に探す
- [ ] 借入がないかを確かめる。相続放棄を考えるなら、物を処分したり売ったりする前に決める
- [ ] 賃貸なら、管理会社・大家に連絡して退去の期限を確かめる
- [ ] 家をどうするか（住む・売る・貸す）を家族で決める。決まるまでは大きな処分を急がない
- [ ] 形見分けの品と、値打ちがあるかもしれない物を先に取り分ける
- [ ] ごみの出し方を市町村のページで確かめる（粗大ごみ・清掃工場への持ち込み・家族が代わりに出せるかは市町村ごとに違う）
- [ ] 業者に頼むなら2〜3社から見積もりを取り、作業の範囲・追加料金の条件・ごみを運ぶ許可を確かめる

### 困ったときの相談先

| 窓口 | 相談できること |
|---|---|
| **消費者ホットライン 188** | 業者との契約やトラブル。近くの消費生活センターにつながる |
| **法テラス・サポートダイヤル 0570-078374** | 相続などの法的なトラブルについて、使える制度や相談先の案内（平日9時〜21時、土曜9時〜17時） |
| **家庭裁判所** | 相続放棄・限定承認・遺言書の検認 |
| **法務局** | 相続登記・遺言書の保管 |
| **税務署** | 準確定申告・相続税 |

## 遺品整理のあかり

この資料は、遺品整理のあかりが作りました。

ご自分やご家族で使うほか、地域の講座や相談窓口での配布にも、内容を変えずに自由に印刷・コピーしてお使いください。

最新版のダウンロード：ihinseiri-akari-osaka.com/download/shibougo-tetsuzuki